

この薬局は

「保険薬局」 です



当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。

うさぎ薬局 高島店

うさぎ薬局高島店の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬 局	開設者	株式会社ティーファーマシー	
許可番号	富士保A第1－267号	許可年月日	令和元年7月10日	
有効期間	令和元年7月10日～令和7年7月9日			
所在地	静岡県富士市高島町106			
管理薬剤師氏名	溝渕秀敏(受付・調剤・在庫管理・薬局管理・在宅業務・OTC販売等)			
勤務する薬剤師	小松和季(受付・調剤・在庫管理・在宅業務・OTC販売等) 大石恭(受付・調剤・在庫管理・在宅業務・OTC販売等) 曾根庸介 (受付・調剤・在庫管理・在宅業務・OTC販売等)			
勤務する登録販売者	なし			
取り扱う一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第一類医薬品・第二类医薬品・第三類医薬品			
当薬局勤務者の区別 (衣服の区別は下図)	薬剤師 名札:氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者 名札:氏名及び「登録販売者」と記載 その他の勤務者 名札:氏名及び「事務」と記載			
営業時間	月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:30 定休日 日曜・祝日	営業時間外の 相談対応時間	17:30～翌8:30	
緊急時・相談時の連絡先	080－4300－8207 近隣連携薬局:ひかり薬局 富士市高島町63 TEL:0545－30－8912			

お薬の販売方法について

分類と 外箱表示		定 義	陳列方法	情報 提供	対応する 専門家	相談への 対応	
要指導医薬品 要指導医薬品		副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します	
一般用医薬品	第一類医薬品 第一類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します				
	指定第二類医薬品 第二類医薬品 第二類医薬品 第二類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） 注） 指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者		
	第三類医薬品 第三類医薬品	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品					法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります

問合せ先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 電話 0120-149-931(フリーダイヤル)

苦情相談窓口

富士市薬剤師会
静岡県富士保健所 衛生薬務課

TEL 0545-53-8296
TEL 0545-65-2153

取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。**「してはいけないこと」**を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列されています。

第3類 医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

☎ 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

富士市薬剤師会

054-203-2023

静岡県富士保健所 衛生薬務課

055-920-2107

薬局からのお知らせ



当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。

調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

うさぎ薬局 高島店

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

うさぎ薬局 高島店

個人情報に関する基本方針



基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱い



当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

当薬局は、**個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。**

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 薬物乱用またはそれが疑われる場合、地域薬剤師会に情報提供させていただきます。
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

業務委託について

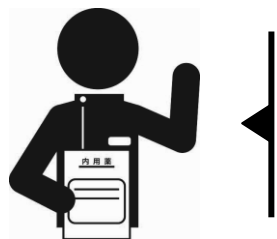
当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

＼ 当薬局の調剤基本料について ／



当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。ご不明な点がございましたらスタッフまでお問い合わせください。

調剤基本料 1	—————	→ 4 5 点
地域支援体制加算 2	—————	→ 4 0 点
後発医薬品調剤体制加算 2	—————	→ 2 8 点
連携強化加算	—————	→ 5 点
医療 D X 推進体制整備加算 2	—————	→ 8 点

複数医療機関からの処方箋をまとめて受け付けると、受付2回目（2枚目）以降の調剤基本料が80／100になります。

うさぎ薬局 高島店

当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、
後発医薬品体制加算2（28点）を算定しています。

うさぎ薬局 高島店

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導

（医療保険対象者）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

650点/回（1人）



同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要
な場合は100円が加算されます。月4回まで

*当薬局では、在宅薬学総合体制加算1（15点）を算定しています。

うさぎ薬局 高島店 管理薬剤師 溝渕 秀敏

静岡県知事指定介護保険事業所 第2242311245号

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回（2-9人）

342単位/回（10人以上）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により
金額が異なることがあります。

T E L 0545-30-7904

F A X 0545-30-7905

時間外連絡先 080-4300-8207

健康相談

やっています

お薬
相談



健康
チェック

日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

うさぎ薬局 高島店

労災保険
指定薬局

生活保護法指定

指定居宅療養管理指導事業所 うさぎ薬局高島店

●指定事業所番号： 2 2 4 4 2 3 1 1 2 4 5 号

●事業所所在地： 静岡県富士市高島町 1 0 6

●電話番号： 0 5 4 5 - 3 0 - 7 9 0 4

運営方針

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
- (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供。
- (3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

従業者

訪問薬剤師：溝淵秀敏・小松和季・大石恭・曾根庸介

営業日及び営業時間

月～金	8：30～17：30
土	8：30～12：30
日・祝日	休み

利用料

- (1) 介護保険報酬に応じた利用者負担額（1割）をいただきます。ただし公費により負担が変わることがあります。

苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関わる重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。

＼ 取扱い公費負担医療 ／

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



うさぎ薬局 高島店

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中度85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中度95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中度85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%超 ・月40万回超（または 300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） "（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算 1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナビ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナビ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点／1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服点滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ " ）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I&I剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I&I剤 液剤		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トリエチル軟膏剤、ハルゲン軟膏剤、リネン軟膏剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	－	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	－	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
	－	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
服薬管理指導料（特例）	－	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	－	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり または それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点
② ①・③以外			200点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	} 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%

** 容器代を頂いております **

軟膏ツボ	各用量	1個	50円
遮光外用瓶		1個	50円
シロップ剤ボトル		1個	50円
スポイト		1本	30円
計量カップ		1個	30円

なお、容器は滅菌済みを使用しているため
衛生上、再利用はお断りしております。
ご不便をおかけいたしますが、
ご理解・ご協力をお願いいたします。

うさぎ薬局高島店 薬局長



保険外でご提供するサービスのご案内

当薬局では、下記のサービスを実費負担で行っております。

(保険が適用されません)

ご希望の方はスタッフまでお申し出ください。

- 飲み薬の一包化（医師の指示があれば保険適用となります）
- 甘味剤などの添加
- 『服薬カレンダー』のご提供（1,000円）
- 患者様のご希望による、お薬のお届け（1件あたり500円）
- ぬり薬、シロップなどの容器代



無菌調剤を行っています



当薬局では、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬など2種類以上の注射剤に対し、クリーンベンチ、安全キャビネット（契約他店）といった無菌環境で、無菌化された器具を用いて無菌調剤を実施しています。

当薬局では、2名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤を処理するためのクリーンベンチ、または安全キャビネット（契約他店）を設置しています。

※在宅薬学総合体制加算2：50点の施設基準を算定しております。

うさぎ薬局 高島店

当薬局は「訪問薬剤管理指導」の届出を行っています

事情があって薬局まで来られない患者さまのために、薬剤師が自宅までお伺いするサービスがあるのをご存知でしょうか？

これを「訪問薬剤管理指導」といい、当薬局ではその届出を行っております。

薬剤師の訪問をご希望の方は、お気軽にスタッフまでお申し出ください。



時間外の処方せん受付について

以下の時間帯に処方せんを受け付けた場合には別途料金が加算されます

◆夜間・休日等加算：40点加算（3割負担で120円、1割負担で40円）

平日：19時～閉店まで

土曜日：13時～閉店まで

日祝日：臨時営業する場合

◆時間外等加算（輪番制による休日・夜間当番）

06時～08時、18時～22時：技術料の10割加算

22時～翌6時：技術料の20割加算

日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）：技術料の14割加算

営業時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○	/
12:30～17:30	○	○	○	○	○	/	/

定休日：日曜日・祝祭日

※営業時間外においても時間外連絡先にご連絡頂ければ対応いたします。

電話番号：0545-30-7904

時間外連絡先：080-4300-8207



医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



うさぎ薬局 高島店

2024年10月から、医薬品の自己負担の新しい仕組みが始まります-長期収載品の選定療養



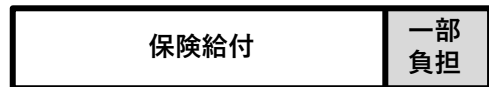
長期収載品の選定療養ってなに？

患者さんが先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、**価格差の一部を自己負担**いただきます。医療上の理由がない限り、先発医薬品を選択される場合は「**特別の料金**」+**消費税**をご負担いただきます。

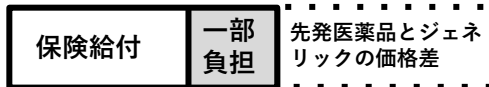
なお、この料金は**薬局の収入を増やすためのものではありません**、医療保険財政の改善を目的としています。

※医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目は対象外となります。
※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選んでいただくことになります。
※薬剤料以外の費用は、これまでと同じです。

先発医薬品
2024年9月まで



ジェネリック医薬品



先発医薬品
2024年10月-



*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

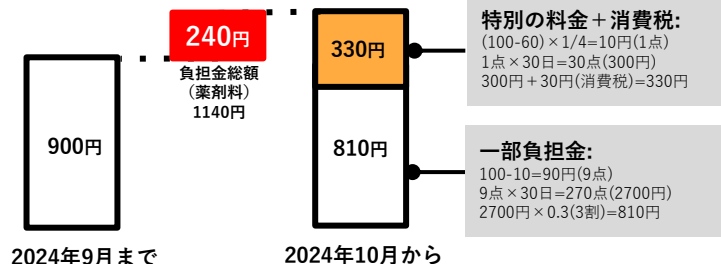
患者負担の総額



どのくらい高くなるの？

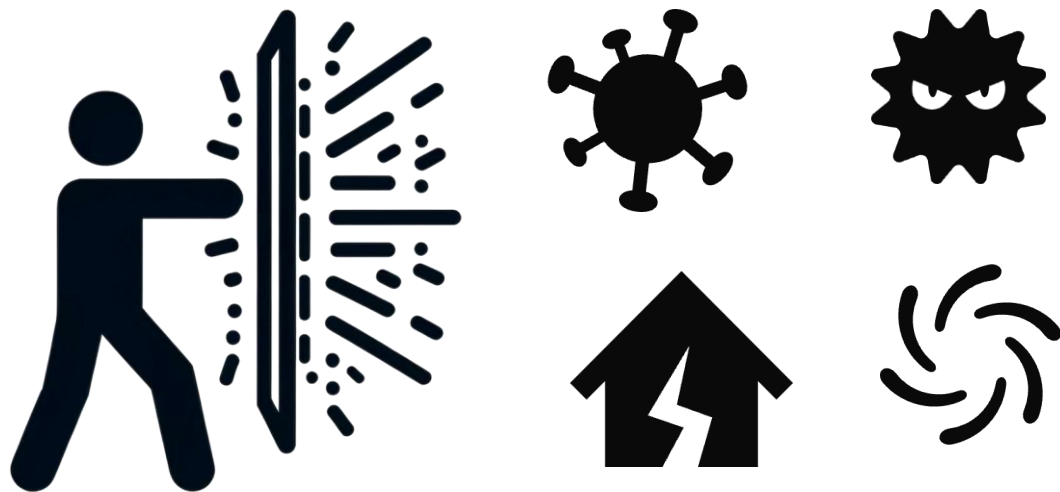
先発医薬品とジェネリックの差額の4分の1に消費税を加えた額が特別料金となり、これに一部負担金がかかります。例えば、差額40円の場合、10円が特別料金となり、消費税も加算されます。自己負担額の計算は個々で異なり、複雑です。詳しくは、かかりつけの薬局にご確認ください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

うさぎ薬局 高島店